

4 損害賠償請求事件

憲法の規定ないし現行の都市計画法の規定は、特定の個人に景観を侵害する行為の排除を求めべき地位を認めたものと解することはできないとされた事例

東京地裁八王子地判 平成13年12月10日 判時1791-86

東京高判 平成15年2月27日

<事案の概要>

1 建築禁止仮処分申立事件 参照

平成元年及び平成8年に当該地域を対象として都及びK市が行った都市計画決定によって高さ制限及び容積率が緩和された。

大学通り沿いの地域に居住するXらは、都Y1及び国立市Y2の都市計画決定には手続上、実体上の違法があり、それによってXらの景観権が侵害されたとして、都市計画決定権者であるY1及びY2に、原告1人当たり各10万円、5万円の損害賠償を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

次のように述べて、Xらの訴えを斥けた。

Xらが大学通りと地域的あるいは利用上のつながりがあり、従来から景観利益を享受してきたというだけで、Xらが景観権ないし景観に関する法益を有するとはいえない。憲法および現行の都市計画法の規定は、特定の個人に景観を侵害する行為の排除を求めべき地位を認めたものと解することはできない。

平成元年及び平成8年にY1及びY2が行った都市計画決定に手続上、実体上の違法性は認められない。